

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 4 月前期

(No. 292)

発行年月日：2015 年 4 月 16 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、4月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許庁とその所属機関の職制に関する施行規則の一部改正令案(4.6.)

#### 関係機関の動き

- 2-1 出損研の特許を無料で提供(4.1.)
- 2-2 「2015 ウェアラブル・スマートデバイス国際フォーラム」が開催(4.1.)
- 2-3 忠北創造経済革新センターに「IP サポートゾーン」を開設(4.2.)
- 2-4 特許庁、特許ビッグデータから未来有望技術を模索(4.2.)
- 2-5 「オープン審査」の促進で特許の無効化を早期に遮断(4.3.)
- 2-6 特許庁、「医療機器 - 特許分類の連携表」を作成(4.6.)
- 2-7 特許庁、韓国特許英文抄録事業に民間による参加を大幅に拡大(4.6.)
- 2-8 特許庁、グローバル知財権紛争対応の支援事業を開始(4.7.)
- 2-9 第1回特許庁の非正常の正常化に関する推進協議会が開催(4.8.)
- 2-10 10日に特許法改正案を上程…「特許の無効化率を減らし、損害賠償額を引き上げる」(4.9.)
- 2-11 公正委、'14年の事件処理件数 4,079 件、課徴金の賦課金額 8,043 億ウォン(4.9.)
- 2-12 FTA を利用して特許・商標を保護(4.9.)
- 2-13 農村振興庁、ロイヤルティに対応するための研究を加速化(4.9.)
- 2-14 特許庁、特許無効率の減少に向けた総合方案を本格的に推進(4.14.)
- 2-15 特許庁、特許法改正案の最終点検に向けた公聴会を開催(4.15.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 中小製薬会社、「ジェネリック医薬品の独占販売」にチャレンジ(4.9.)
- 5-2 ゲーム市場の委縮により特許出願も急減(4.15.)

法律、制度関連

1-1 特許庁とその所属機関の職制に関する施行規則の一部改正令案

韓国特許庁(2015.4.6.)

産業通商資源部公告第 2015 - 198 号

「特許庁とその所属機関の職制に関する施行規則」を改正するに当たり、国民に予めお知らせし、意見を聴取するためにその改正理由と主な内容を行政手続法第 41 条の規定により、次のように公告致します。

2015 年 4 月 6 日

産業通商資源部長官

「特許庁とその所属機関の職制に関する施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

特許・商標等の出願に関する審査の処理期間を短縮し、審査官 1 人当たりの処理件数を適正化を図るため、特許庁において特許・商標等の審査に向けた人材 33 人(5 級 2 人、6 級 31 人)を増員し、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の発効(2014.7.1.)を受けて国際デザイン登録出願に対する審査等の関連業務を情報顧客支援局と商標デザイン審査局にそれぞれ分掌する内容であり、「特許庁とその所属機関職制」(大統領令第号、2015.4. .公布・施行)の改正に伴い、部署別業務の一部を調整して業務遂行の効率化を図る等、現行制度の運営上に表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 主な内容

イ.「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の発効による国際デザイン出願登録業務の分掌(案第10条第9項、第11条第4項)

○「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」による国際デザイン出願書類及び意見書等の方式審査業務を国際出願課で担当

○「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」による国際デザイン審査業務等をデザイン審査政策課で担当

ロ. 公務員の定員を代替する時間制公務員の定員規定の追加(案別表10)

「行政機関の組織と定員に関する通則」第24条第3項により、特許庁とその所属機関に置く公務員の定員のうち5人(6級)は、時間制公務員に代替

### 3. 意見の提出

「特許庁とその所属機関職制の施行規則」の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、**2015年4月21日**まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：創造行政担当官)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○(郵便番号：302-701)

大田広域市西区庁舎路189、政府大田庁舎4棟

特許庁創造行政担当官

電話番号：(042)481-5054、Fax：(042)472-3504

電子メール：[psbv2000@korea.kr](mailto:psbv2000@korea.kr)

#### 関係機関の動き

#### 2-1 出損研の特許を無料で提供

電子新聞(2015.4.1.)

科学技術分野の出損研究機関が、有している特許を中小企業に無償で支援する。国の

研究開発 (R&D) 成果が民間に拡散すると見られる。

韓国科学技術研究院 (KIST) は、1 日、「2015 上半期中小企業特許共有」において中小企業に特許を無償移転すると発表した。

KIST は、ディスプレイ、電子、半導体、医療、化学、健康食品など特許 64 件を公開し、特許の譲渡を求める中小企業に無償で提供する予定だ。KIST は、特許譲渡を申し込んだ企業に対して審査をして、今月中旬に対象企業に通知する計画だ。特許の移転を受ける中小企業は、移転費用と年次登録料などの行政費用のみ負担することになる。

KIST は、中小企業の技術力を強化して創造経済を実現すべく、2013 年から特許の無償移転を行っている。昨年は、102 件を中小企業に譲渡した。今年も 105 件を中小企業に無償移転するという目標を掲げ、上半期と下半期に 1 回ずつ特許共有行事を行う予定だ。

KIST 知識財産経営チームの関係者は、「KIST が年間 700 件程度の特許を出願しているため、すべての特許を保持するには無理がある。機関内で活用性が低い特許は、民間に無償移転することで成果の拡散を目指している」と説明した。

韓国エネルギー技術研究院、韓国電子通信研究院 (ETRI) など、その他出損研も未活用特許の民間活用を拡大する特許共有に積極的に取り組んでいる。

エネルギー技術研究院は、先週、「エネルギー技術共有フェア」を開き、優秀技術 45 件と無償譲渡技術 46 件を公開した。エネルギー技術研究院は、中小企業の関係者とマンツーマンで相談を行い、技術移転などについて議論した。同研究院は、昨年にも特許 67 件を含めて技術移転の契約 32 件を締結した。

ETRI も特許共有に積極的だ。ETRI は昨年上半期に特許 103 件を中小企業 92 社に無償移転したほか、下半期にも情報通信技術振興センターと協約を締結して特許 269 件を中小企業 186 社に無償移転した。

クオン・ゴノ記者

## 2-2 「2015 ウェアラブル・スマートデバイス国際フォーラム」が開催

産業通商資源部 (2015. 4. 1.)

眼鏡、時計、洋服など、身体に着用したり、付着したりすることが可能なスマート機

器である「ウェアラブルスマート機器」の有効な国際標準化が韓国において開始される。

産業通商資源部の国家技術標準院は、4月2日、ソウル・グランドインターコンチネンタルホテルにおいて「2015 ウェアラブル・スマートデバイス国際フォーラム」を開催する。

同行事を介して、最近政府で発表した「19 大未来成長動力※」に含まれた「ウェアラブルスマート機器」の標準による産業育成を支援するため、ウェアラブル中核技術の動向および標準化をテーマに米国、日本、中国など5カ国から10人の専門家が参加して推進方向を模索する予定だ。

※未来成長動力(未来部) - 産業エンジン(産業部)の統合決定('14.12.)により、未来成長動力の総合実践計画(案)を発表('15.3.24.)

主な内容としては、「ウェアラブル・スマートデバイス」の技術および市場動向とウェアラブルを融合させたヘルスケア向けビッグデータの技術、センサー、バッテリーなど、ウェアラブルの主な技術別動向とともに韓国の国際標準化の推進動向について、国内・国外の専門家がテーマ発表を行う。

特に、グローバル市場動向調査機関である「フロスト&サリバン」日本支社のマーク・ダニエル・アインシュタイン代表が「今後のグローバルマーケットの見通し」について発表し、ウェアラブル・ヘルスケア分野の有識者である米ジョージア工科大学のS. Jayaraman 教授が「ヘルスケア向けウェアラブル機器の未来技術」などについて詳細な説明をする予定だ。

また、市場の見通しおよび技術動向を反映した有効な国際標準化の推進戦略に対する国内産官学の意見共有に向けて、テーマ発表者とともにパネル・ディスカッションを行う。

同行事により、世界貿易機関(WTO)/貿易の技術的障害(TBT)の時代に差し掛かり世界中が一つの市場に統合されたことで、国際規範として活用される国際標準の重要性が増している中、世界中の有識者の最新情報を共有して、韓国技術の国際標準化の推進および標準に基づいた効率的な産業育成の支援に向けた国内の認識を向上させる大事なきっかけになると見られる。

国家技術標準院は、国際標準を介して産業育成と国際社会に貢献すべく、国際電気標準会議(IEC)にウェアラブル・スマートデバイス専従組織の新設を提案した('14.11.)ほ

か、国家標準コーディネータを指定して国の R&D と標準化連携策を含めた標準化ロードマップを策定している。

今後、これと連携して国際標準化の課題の掘り起こし、国内認識の拡散および標準化関連機関の力量の結集に向けて、持続的に多様な政策を推進していく方針だ。

## 2-3 忠北創造経済革新センターに「IP サポートゾーン」を開設

デジタルタイムズ(2015.4.2.)

LG グループが支援する忠北創造経済革新センター(以下、忠北革新センター)は、ホームページに特許支援の専用窓口である「IP サポートゾーン」を開設し、中小・ベンチャー企業のための本格的な特許関連支援に乗り出した。

サポートゾーンには、約 2 万 9,000 件の特許が公開されている。忠北革新センターは、これを介して特許の利用はもちろん、保有技術の特許化・収益化、特許紛争の交渉および訴訟の諮問など、実質的な支援を提供する。オンラインの専用窓口を開設したため、全国の中小・ベンチャー企業も忠北革新センターを訪問せずに特許に関する支援および相談を受けることができる。

今年 2 月、忠北革新センターは、LG 電子と LG ディ스플레이、LG 化学など、LG 系列の 8 社が保有している特許約 2 万 7,000 件と政府出損研究機関の 16 カ所の特許約 1,600 件を公開し、中小・ベンチャー企業が有償・無償で使用できるように支援すると発表した。LG は、このうち約 3,000 件の特許を無償で提供する。

一方、忠北革新センターは、3 月 24 日に特許支援説明会を開き、忠北地域の中小・ベンチャー企業に対して特許支援に関する今後の計画を説明し、支援を約束した。忠北革新センターのユン・ジュンウォンセンター長は、同日の行事で「IP サポートゾーンを介して、単なる特許の提供に止まらず、特許の権利化および収益化の支援、特許紛争時の交渉・訴訟の諮問など、特許に係わるあらゆる支援が同時に可能となった」と説明した。

パク・ジョンイル記者

## 2-4 特許庁、特許ビッグデータから未来有望技術を模索

韓国特許庁(2015.4.2.)

特許庁は、4 月から 6 大産業分野(情報通信メディア、ディスプレイ、半導体、陸上輸

送、電力・原子力、生産インフラ)を対象に大掛かりの特許分析を行い、オリジナル・中核特許を確保できる未来有望技術を掘り起こし、これに対する特許の先取り戦略を提示する国家特許戦略の青写真構築事業(以下、青写真事業)を本格的に推進すると発表した。

青写真事業は、専門家の直観や経験などに依存して未来有望技術を掘り起こす慣行を改善するために進められたが、特許庁が保有した2億5千万件の特許ビッグデータの分析により、未来の有望技術を模索する事業である。そのために特許庁は、全産業分野を18大分野に分け、2012年から毎年3~6大分野ずつ、2014年まで12大分野に対する青写真を構築した。

今年は、6大産業分野に対する青写真を追加に構築して18大の全産業分野に対する第1回特許戦略の青写真構築を完成する計画で、今年2月から2015年度事業の推進に向けて、政府・民間・学界を代表する分野別の専門家60人で構成された戦略委員会を発足し、20カ所の特許分析機関も選定するなど、事業を推進する体系を整えた。先週から産業分野別に約8カ月にわたる特許分析をスタートした。

これから特許庁は、①6大産業分野別に特許の観点から客観的な技術体系を構築し(4月~5月)、②産業分野別100万件以上の特許データを基に浮上性・有望性・オリジナル性など、多様な特許指標を深層分析し(5月~9月)、③特許の観点から韓国の成長をリードする未来有望技術を掘り起こして国レベルの先取り戦略を樹立(9月~11月)し、④その結果は、年末に未来有望技術コンファレンスにて発表(11月)、最終報告書にまとめて発行する(12月)予定だ。

特に今年は、事業結果の活用度を高めるため、中小企業が集中できる新事業の有望技術の掘り起こし(ディスプレイ、半導体など)、特許-標準の連携分析(情報通信メディアなど)、国のインフラ産業の競争力向上(陸上輸送、生産インフラ、電力・原子力)など、産業分野別の特性に応じてカスタマイズ型で進める予定だ。

また、各産業分野において最近注目を浴びている次世代の電力送電・配電、フレキシブル・ディスプレイ、システム半導体、スマートカー、モノのインターネット、フィンテックなどの戦略事業を盛り込み、迅速に中核技術別の競争力分析などの深層分析を進め、政府による政策との整合性も高める計画だ。

特許庁産業財産政策局のクォン・ヒョッジュン局長は、「特許戦略の青写真事業は、最近注目されている証拠(データ)を基盤に策定した政策の代表事例だといえる。政府・民間によるR&Dがオリジナル・中核特許を確保できる未来有望技術に集中的に投資されるよう、未来

部と未来成長動力に対する特許競争力の分析を進めるなど、関連部処との協力も強化する計画だ」と述べた。

## 2-5 「オープン審査」の促進で特許の無効化を早期に遮断

韓国特許庁(2015.4.3.)

特許庁は、今年4月から年末まで生活産業の9分野\*に対して、産業界と協力して審査する「オープン審査」を試行的に実施した後、来年度からは、生活産業分野全般を対象に「国民参加型のオープン審査」を本格的に推進することにした。

※地盤、冷凍空調、セキュリティ、靴、電力、LED照明、機能性食品、触媒化学、薄膜トランジスター

「オープン審査」は、審査官が触れ難い産業現場の技術情報(主に非特許文献：設計図面、カタログ、論文など)と産官学の専門家の知識・意見を受けて特許審査に活用する制度のことだ。従来は、特許の無効審判と裁判の過程においてこのような資料が提出され、特許が無効とされるケースが多数発生したが、「オープン審査」が活性化すれば、特許が無効となる可能性を早期に遮断できると思われる。

米国などの先進国でも特許品質向上の一環として「オープン審査」の活性化に向けた様々な対策を打ち出している。米国の場合、初めてのオープン審査ウェブサイトのPeer-to-Patent('07~'11)とQ&A方式の開放型オープン審査サイトのAsk Patent('12.9.~)が米特許庁の支援で立ち上げられたほか、民間のオープン審査専門企業が立ち上げたAOP(Article One Partners、'08.11.~)なども積極的に活動している中、昨年、オバマ政権が「特許品質の向上に向けた大衆の参加」プロジェクトを発表するなど、オープン審査制度の発展をリードしている。

韓国特許庁は、無効訴訟が多く発生し、産業現場における非特許文献情報が多い9の生活産業分野を優先的に試行実施分野として選定した。これは、当該産業界が参加に対する意志が強く、審査過程において産業現場で使われる技術情報の活用のニーズが高いという点を考慮したものだ。

「オープン審査」に外部の専門家が負担なく参加できるよう、オン・オフラインの審査協力チャンネルも設けた。出願人、産官学の専門家などが参加する「オープン審査協議体」を構成して2~3カ月の周期で審査官が提示する特許の争点について産業界の意見を収集して審査に活用する。オンラインではSNSを活用して議論の対象となる特許の中核技術情報を提供してから、追加の議論が必要となる場合、電子メールを利用して詳細



情報を提供する。

このような審査協力の過程を介して、産業界の専門家と審査官の議論、コミュニケーションが活性化すれば、特許品質が向上するだけでなく、特許権の付与基準において産業界と審査官の見解の温度差が縮まり、審査結果に対する産業界の不満が減るほか、これまで専門家の領域とされてきた審査行政のハードルが低くなり、開放型特許行政が促されるきっかけになると期待されている。

特許庁は、産業界の専門家が提供する情報が審査に活用される場合、所属機関に対する手数料の減免、外部の諮問に対する手当支給、褒賞などのインセンティブの提供により、オープン審査に対する参加を活性化していく計画だ。何よりも「オープン審査」への参加によって与えられる最大の特典は、中核特許のトレンドを持続的に観察できるため、研究や市場対応などの活用はもちろん、紛争や無効の可能性が高い特許に早期対応することで企業経営の不確実性を除去できるという点だ。

特許庁は、「オープン審査」が産業発展と企業経営に貢献する制度として定着し、その参加対象も「産業界の専門家」から「一般国民」に拡大されるよう、年末まで試行的に実施する過程において見出されるメリットおよびデメリットを総合分析し、韓国産業の現状に応じた「オープン審査の最適モデル」を構築した後、来年からは生活産業分野全般にわたる「国民参加型オープン審査」に拡大していく計画だ。

## 2-6 特許庁、「医療機器 - 特許分類の連携表」を作成

韓国特許庁(2015.4.6.)

医療機器の特許出願および登録動向を算出できる新しい分類基準が提供される。

特許庁は、すべての医療機器を14の中分類および80の小分類に区分し、各類型と関連特許分類(IPC)を1:1にマッチングして「医療機器 - 特許分類連携表」を作成した。

「医療機器 - 特許分類連携表」は、医療産業で一般的に通用される医療機器の類型においてIPCの観点から作成した分類基準だ。医療機器産業と特許を関連付けて提供することで、医療機器メーカーなどに各医療機器の類型別の特許出願、登録現況に関する情報を容易に提供できると見られる。

特許庁は、「医療機器 - 特許分類関係表」を参考にこの10年間('05~'14)の医療機器特許の出願および登録動向も発表した。

このデータによると、この 10 年間の医療機器特許の出願は、計 58,734 件で年平均 6.9%増加し、特許登録は計 28,559 件で年平均 8.2%増加した。

中分類別で見ると、医療用品/器具、手術治療機器、治療用補助装置の分野で最も多い出願と登録が行われ、出願人の類型別で見ると、個人、外国、中小企業、大学/公共研の順だった。

各中分類別の主要出願人の類型を見ると、治療用補助装置とリハビリ用補助機器などでは個人、医療用品と整形用品などでは外国、医療情報機器では中小企業、生体計測機器と体外診断機器では大学/公共研が最も多い特許出願と登録をしたことが分かった。

出願人別で見ると、この 10 年間、医療機器分野における最多特許出願機関はサムスン電子、最多特許登録機関はサムスン・メディスンだった。

出願、登録いずれも上位 10 位にランクされた機関は計 9 カ所で、類型別では国内大企業が 2 カ所、大学/公共研が 5 カ所、外国企業が 2 カ所となった。

※(大企業)サムスン・メディスン、サムスン電子、(大学/公共研)高麗大学校、ソウル大学校、延世大学校、韓国科学技術院、韓国電子通信研究院、(外国企業)米キンバリークラークワールド、日ユニ・チャーム

中堅企業の中では、オステム・インプラントが最も多い特許出願と登録をし(出願/登録それぞれ 14 位)、中小企業の中では(株)JVM が最多特許出願(21 位)、メガジェン・インプラントが最多登録(29 位)となった。

中分類別の主な特徴を見ると、医療用品/器具は、吸収用品と水滴装置、医療容器を中心に 14 の中分類のうち最も多い出願と登録が行われ、外国企業\*が多出願および多登録で 1 位と 2 位にランクされた。

※米キンバリークラークワールド(出願 1 位、登録 2 位)、日ユニ・チャーム(出願 2 位、登録 1 位)

伸び率を見ると、出願は映像診断機器(13.33%)と手術治療機器(13.27%)、登録\*は体外診断機器(22.93%)と映像診断機器(20.08%)が最も高い割合で増加したことが分かった。

※麻酔呼吸機器分野の登録の伸び率は 21.26%だが、登録件数全体(145 件)が極めて少なかったため除外

その中でも映像診断機器の場合、最近サムスン・メディスンとサムスン電子による出願と登録が大幅に伸びた\*ことが影響したと見られる。

※('12~'14、映像診断機器分野ベース)サムスン・メディスンとサムスン電子による出願は計 820 件で出願全体(2,204 件)の 37.2%、登録は計 286 件で登録全体(1,028 件)の 27.8%

特許庁医療機器審査チーム長は、「従来は医療機器と特許を連携できる分類基準がなかったため、企業が当該分野の特許動向をあまり把握できなかったが、これからは新しい分類基準を介して各分野における競合会社の分析、ライセンス対象の掘り起こし、特許戦略の策定などに活用できる特許情報をもっと簡単に収集できると思われる。特許庁は、今後も同連携表を新しい特許分類である CPC にまで拡大するなど、分類基準と統計を持続的にアップデートし、共有する予定だ」と述べた。

特許庁で提供する「医療機器 - IPC 連携表」と関連特許出願および登録動向は、特許庁医療技術研究会のホームページ(<http://www.kipo.go.kr/club/medicaltech>、会員登録が必要)で閲覧できる。

## 2-7 特許庁、韓国特許英文抄録事業に民間による参加を大幅に拡大

韓国特許庁(2015.4.7.)

特許庁は、国内の知識財産(IP)翻訳産業の育成と翻訳品質の向上に向け、これまで主に公共機関で担当していた韓国特許英文抄録(KPA)\*事業において民間翻訳専門業者の参加割合を大幅に拡大する計画だ。

※KPA は、海外審査官および一般ユーザが韓国の特許技術を容易に把握できるよう、英文の抄録を製作・普及する事業

KPA 事業は、韓国特許情報院が担当してきたが、昨年からは民間の翻訳専門業者に一部を開放(翻訳物全体の約 1 割)した。事業評価の結果、翻訳の品質が改善されただけでなく、優秀であることが明らかとなり、今年は翻訳物全体の 3 割水準に拡大し、参加企業も 2 カ所に拡大運営する予定だ。

KPA は、海外特許庁の審査官を含め、海外の一般ユーザも容易に活用できるよう、海外の検索サービスによって提供され、海外における国内特許技術の保護を強化し、グローバル紛争の予防に貢献してきた。

※KPA は、海外の国際調査機関が特許を審査する際に必ず調査する PCT 最少文献にお

いて、韓国特許文献が含まれるようにする基礎要件となっている。

※国際調査機関 (ISA) : 特許協力条約の総会 (PCT 総会) が一定の要件を満たした各国の特許庁または政府機関の中で国際調査ができるように指定した機関

※PCT 規則第 34 条 : 公式言語が韓国語でない国際調査機関は、韓国の特許文献に対する英文要約書が存在する場合に限って国際調査に韓国特許文献を盛り込む義務が生じる。

昨年、特許庁は、KPA の品質向上に向けて翻訳物の 1 割を民間の IP 翻訳専門業者を介して遂行した。ネイティブ水準の検収割合を 55% まで引き上げた上、最終的な検収段階で特許審査部署の英文エディターによる品質評価を追加するなど、様々な取り組みを進めた。

その結果、海外審査官およびユーザを対象とする KPA の品質満足度は 2013 年上半期の 78.70 点から 2014 年下半期には 82.76 点に上がるなど、持続的に向上された。

特許庁は、今年も KPA の品質向上に向けて、民間 IP 翻訳業者に対する品質競争の導入、未検収物に対する品質評価などを実施する予定だ。

品質競争を介して KPA 翻訳を担当する 2 社を選定し、25% 前後の翻訳物を配分した後、翻訳品質評価の結果が優れた業者に対して 5% 前後の翻訳を追加提供する。さらに、遂行業者の翻訳納品物に対する品質評価などを経て、民間委託率を徐々に拡大していく予定だ。

現在、翻訳を遂行する民間の IP 翻訳専門業者を選定するための事前規格が公開されており、調達の入札によって 5 月中に翻訳遂行業者が選定される見通しだ。

情報顧客支援局のチャン・ワノ局長は、「KPA の製作に民間 IP 翻訳業者が参加することで IP 情報サービス産業の活性化を図り、良質の KPA を提供することで海外における韓国特許の活用と保護が一層強化されると見られる」と述べた。

## 2-8 特許庁、グローバル知財権紛争対応の支援事業を開始

韓国特許庁 (2015. 4. 7.)

特許庁は、海外に進出 (予定) している中小・中堅企業の特許権・商標権に関わる紛争予防および対応に向けた「国際知財権紛争対応支援事業」を開始する。

支援対象は、国内・国外において知識財産権を保有している中小・中堅企業で、支援内容は、▲国際知財権紛争予防コンサルティング、▲懸案中心のモジュール型コンサルティング、▲K-ブランドの保護コンサルティング、▲企業間協議体の構築および共同対応の支援などで、その所要費用の一部を企業に支援することになる。

まず、「国際知財権紛争予防コンサルティング」により、輸出の事前分析、特許保証の対応、ライセンス戦略、紛争拡大の予防など様々な戦略が提供されるほか、優秀な特許を基に欧米など海外市場への展開を試みる中小・中堅企業が主な対象だ。

また、韓国ブランドの保護に向けた「K-ブランドの保護コンサルティング」を今年初めて支援する。国内商標の現地化・海外競合会社の商標分析・紛争情報の提供、海外における無断な先登録商標・デザイン権に対する権利回復などに向けたコンサルティングを提供する。中国およびベトナム、タイなど ASEAN 地域に進出(予定)する企業向けの支援事業だ。

「K-ブランド相談センター」の運営を介して、海外における韓国ブランドの被害事例の受付・相談、海外商標検索の支援、法律諮問および関連支援事業の連携サービスを支援している。相談の申し込みは「国際知財権紛争情報ポータル (IP-NAVIwww.ip-navi.or.kr)」の「K-BRAND 相談コーナー」または相談センター (02-2183-5891) で受け付けている。

オリジナルメニューの開発により韓国料理のグローバル化を進めているクアック・フード FC の関係者は、「中国に進出する前に現地における商標の無断な出願有無を確認するため、中国商標特許庁を通じて検索したが、調べ方が難しく困っていた時、K-ブランド相談センターに助けしてもらった。さらに、先願商標が見つかったため、現地の IP-DESK を介して異議申立の支援手続の案内も受けるなど、ワンストップサービスが非常に役に立った」と話した。

国際知財権紛争の環境に迅速に対応し、企業の負担も軽減できる「懸案中心のモジュール型コンサルティング」も支援する。

紛争リスクの分析や契約書の分析など、当面した紛争課題に合わせて選択・申し立てができる。所要費用は 800 万ウォン～1,800 万ウォン、所要期間も 2 カ月以内であるため、短期間・最少費用で紛争対応戦略を立てられるというメリットがある。紛争予防に対する深層コンサルティングを受けたい場合には「国際知財権紛争予防コンサルティング」に申し込みれば、総合的かつ体系的な戦略を立てられる。

さらに、紛争に対する共同対応体系の構築に向けた企業間協議体も支援する。申し込みの資格は、中小・中堅・大企業の3社(中小・中堅企業が2社以上)以上で、知財権紛争の経験を共有し、共通の懸案の掘り起こしおよび分析・諮問などを支援する。

産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は「韓国企業が海外市場に進出するには、知財権紛争を予防する取り組みが必要だ。同事業が中小・中堅企業による輸出拡大と知財権紛争に対応する力量強化に貢献すると見られる」と述べた。

「国際知財権紛争対応の支援事業」の第1回目の申し込み期間は、4月6日～24日までで、支援費用などの詳細は「国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVIwww.ip-navi.or.kr)」で確認できる。詳しい内容は、特許庁産業財産保護支援課(042-481-5992)または韓国知識財産保護協会(www.kipra.or.kr、02-2183-5871~8、ipkipra@kipra.or.kr)で案内している。

## 2-9 第1回特許庁の非正常の正常化に関する推進協議会が開催

韓国特許庁(2015.4.8.)

特許庁は4月8日、ソウル事務所大会議室にて2015年第1回非正常の正常化に関する推進協議会を開催する。非正常の正常化に関する推進協議会は、教授、弁理士、企業関係者、公務員など内部・外部の委員15人で構成されており、今回の協議会では2014年度の非正常の正常化に関する推進成果を点検し、2015年度の推進計画について議論する。

2014年、特許庁は、善意の商標使用者に示談金などを要求するなどの被害をもたらす非正常的な「商標ブローカー行為」を撲滅するため、職権審査を強化するなど様々な正常化方策を講じて実行してきた。その結果、商標ブローカー行為が非正常であるとの認識が広がり、特許庁の拒絶決定に対して不正な目的で起こした不服審判、異議申し立てが減少するなど、行政力の無駄使いと紛争を予防する成果を上げた。

2015年には、昨年筆頭課題だった「商標ブローカーの撲滅」を持続的に推進する一方で、最近深刻さを増している海外商標ブローカーによる被害の予防、特許の虚偽表示の防止などの内容を追加して「国内・国外の商標ブローカー行為、特許の虚偽表示などの非正常的な特許・商標の慣行改善」を筆頭課題として選定し、集中的に取り組みを推進する計画だ。

特に、2015年度非正常の正常化に関する推進方向を「政府3.0パラダイムに基づいた知識財産分野の非正常的な制度および慣行の正常化」に設定することで、非正常の正常

化を推進する全過程において公開・共有・対話・協力および国民参加の機会を拡大する予定だ。

2015年の推進計画によると、特許庁は正常化に関する課題を掘り起こすため、弁理士・企業家などの政策需要者を直接訪問して企業団体との懇談会を開催するなど、一般国民とのコミュニケーションも強化する計画だ。また、正常化に関する課題の推進現況について、公式ホームページ([www.normal.go.kr](http://www.normal.go.kr))をはじめとする様々なチャンネルを利用して公開し、推進段階の全過程を国民と共有する。正常化に関する課題が完了してからもオン・オフラインで一般国民の様々な意見を収集して再び政策に反映するなど、非正常的な慣行が再発することがないように管理していく。

さらに、体系的・戦略的な広報により「非正常の正常化」に関する推進状況を知らせ、正常化の推進において傘下機関・関連機関との協力を強化して正常化政策を次第に拡大していく計画だ。

特許庁は、今回の協議会の中で得られた意見および討議結果を基に、2015年度特許庁における非正常の正常化に関する推進計画と筆頭課題の詳細な推進戦略を確定し、実行していくとしている。

2-10 10日に特許法改正案を上程…「特許の無効化率を減らし、損害賠償額を引き上げる」

電子新聞(2015.4.9.)

特許法改正案に対し、官民の専門家が意見を交わした。

9日、国会の世界特許(IP)ハブ国家推進委員会は、国会憲政記念館にて「2015世界特許ハブ国家未来戦略シンポジウム」を開催し、10日に国会に上程予定の特許法改正案についてパネル・ディスカッションと質疑応答を通じて議論した。

今年2月、新政治民主連合のウォン・ヘヨン議員が代表発議した特許法改正案は、被告人の特許侵害確認を容易にする実施行為の提示義務規定を新設した。これによって特許の無効化率を引き下げるとのことだ。また、特許侵害による損害賠償額を現実化する内容も盛り込まれている。

現在、韓国特許審判院の特許無効認容率は6~7割に上っている。つまり、新規性と進歩性が認められずに無効とされる出願特許が多いということだ。特許権を侵害した者が

侵害事実を否認できないように実施形態を必ず提示するように義務付け、損害賠償額も実際の損害額の3倍まで賠償を受けられるように規定を強化した。

イ・ギョホン部長判事は、「特許無効率が極めて高く、損害賠償額が極めて少ないというのは周知の事実だ。(特許法改正案の)条文をより具体化する作業が必要で、知識財産権に関する訴訟の特殊性を説得できる論証の研究が求められる」と述べた。

特許庁産業財産保護協力局のクオン・オジョン局長は、「国内の特許侵害による損害賠償額は、米国の6分の1水準に過ぎない。完全な制度の整備まではさらに時間がかかると思われるが、持続的に関心を寄せる必要がある」と述べた。

チョン・ミナ記者

## 2-11 公正委、'14年の事件処理件数4,079件、課徴金の賦課金額8,043億ウォン

公正取引委員会(2015.4.9.)

- ◇公正取引委員会(以下、公正委)は、2014年の事件受付および処理現況を分析・整理して統計年報を発行した。
- 昨年、公正委は公共入札および民間生活の分野などにおける談合および各種不公正取引行為の摘発・是正に力を注いだ結果、事件の受付および事件の処理件数が前年比それぞれ0.6%(3,985→4,010件)、18.6%(3,438→4,079件)増加した。
- 公共入札および国民生活などで合計76件(警告以上の措置件数)の談合を摘発し、法人はもちろん加わった役職員に対しても告発するなど、厳しい制裁を下した。
- 独占的発注者・需要者であるため民間企業に比べて不公正行為の波及効果はるかに大きい公共企業の不当支援などの不公正行為を摘発・是正し、公共部門の競争活性化を誘導した。
- インターネット検索市場および企業向けソフトウェア市場の不公正慣行に対して同意議決を介して迅速な競争秩序の回復措置を取った。
- スマートフォンを利用したモバイル電子商取引市場の拡大に伴う消費者被害の増加傾向に対応して、モバイル電子商取引事業者の情報表示方法を提示し、音源・IPTVなどデジタルコンテンツ分野および国内・国外のアプリケーション・マーケット運



営者の不公正約款を是正した。

○創造経済の一翼を担っている創作者の権益を保護するため、アイデア公募・出版の契約当時、知識財産権の帰属・使用に関する不公正約款を是正した。

□以上のように法律違反に該当して警告以上(自主是正を含む)の措置をした事件は、合計 2,435 件で、前年(2,167 件)比 12.4%増加した。

○前年比是正措置の件数が高い割合で増加した分野は、電子商取引法 288.4%(138→536 件)、訪問販売法 84.6%(13→24 件)だった。公正取引法分野においては企業結合に関する違反行為 85.7%(21→39 件)、不当な共同行為 68.9%(45→76 件)、経済力集中の抑制に関する違反行為 40.0%(45→63 件)が増加した。

○減少した分野は、下都給(下請け)法△16.0%(1,085→911 件)、表示広告法△7.6%(250→231 件)、加盟事業法△5.4%(74→70 件)となった。

□課徴金賦課額の合計は、公正委の過去最大規模の 8,043 億ウォンで、前年(4,184 億ウォン)比 92.2%増加した。

○違反類型別の賦課額は、不当な共同行為 7,694 億ウォン(全体の 95.7%)、不公正取引行為 127 億ウォン、下都給法 104 億ウォン、大規模流通業法 60 億ウォン、その他 58 億ウォンだった。

□昨年行われた 345 件の処分のうち訴訟提起件数は 71 件(20.6%)で、訴訟提起率は前年(12.0%)比 8.6%ポイント増加した。

○2014 年度に判決が確定した事件は 132 件で、そのうち全部勝訴 106 件(80.3%)、一部勝訴 9 件(6.8%)で、全部勝訴率が前年比 6.7%ポイント増加した。

□公正委は、事件の処理とは別途に 2014 年度に 57,859 件(国民目安箱 18,509 件、電話相談 39,060 件、訪問相談 290 件)の苦情を処理した。

## 2-12 FTA を利用して特許・商標を保護

産業通商資源部(2015.4.9.)

産業通商資源部と特許庁は、韓国中小企業が中国およびベトナムと締結する自由貿易

協定(FTA)により、特許権と商標権の保護を受ける方法について、地域巡回の説明会を開催する。

これまでは、中小企業が FTA 協定文の中で「知識財産権の保護」に関する規定を産業現場で活用しようとしても、法律の解釈に関する内容が多数含まれていたため、FTA 電話相談(1380)など FTA 活用を支援する機関を介しても専門的な相談を受けることができないという問題があった。

今回の知識財産権に関する地域説明会では、FTA 協定文の中でも「中国とベトナム市場における特許・商標の保護」に特化して開催する初めての説明会で、説明会に参加する中小企業は、中国・ベトナム企業による有名商標の先取り、模倣品の流通、権利救済の遅延など、非関税障壁によって発生する問題の解決策を具体的に説明するため、地域企業の FTA 活用がさらに促進されると見られている。

4 月 10 日から 30 日までチャンウォン、オチャン、グンサンなどの産業拠点地域にて計 5 回にわたって行われる同説明会は、中国・ベトナム輸出に興味のある中小企業が FTA を活用して知識財産保護の特典を得られる方法を聴取し、訴訟方法などについてコンサルティングを受けられるように企画されたものだ。

特に、中国およびベトナムとの FTA 交渉に参加した政府の交渉担当者が直接特許・商標権の保護条項に関する内容および趣旨を説明するほか、特許庁および知識財産研究院の専門家は、中小企業が海外市場において経験する知識財産権紛争の合理的な解決策についてコンサルティングを提供する計画だ。

産業通商部と特許庁は、中小輸出企業が知識財産保護に関する力量を備え、FTA 活用に対する意志を高められるため、説明会、企業相談会などを随時開催する一方、企業のニーズも持続的にモニタリングする方針だ。

同地域説明会において提起された意見は、今年 6 月末まで『自由貿易協定を活用した知識財産保護マニュアル』の形で発行し、中小企業が中国とベトナムにおいて知識財産権保護に対する実質的な指針として活用するように支援する予定だ。

## 2-13 農村振興庁、ロイヤルティに対応するための研究を加速化

農村振興庁(2015.4.9.)

農村振興庁は、国内農家のロイヤルティ支給の負担を減らすため、産官学が協力して

事業団を構成するなど、積極的にロイヤルティに対応するための研究を遂行した結果、年度別に約 10～20% ずつロイヤルティ支払いの推定額が減少していると発表した。

2002 年に植物新品種保護国際同盟 (UPOV) に加盟したことを受け、ロイヤルティ支払いの義務が 2012 年からすべての作物に拡大した。そのため、農村振興庁は 2006 年からロイヤルティ支給率が高いいちご、ばらをはじめ、2007 年に菊、2008 年に蘭、キウイ、2009 年にきのこなど 6 品目に対してロイヤルティ対応品種の開発を進めた。

その結果、ばら、いちごなど 12 品目に対する年間のロイヤルティ支給額が 2012 年の 176 億ウォンから 2014 年 136 億ウォンに減少したと見られている。

ロイヤルティ対応に向けて花卉、果樹、きのこなどを中心に 2007 年から 423 品種を開発して農家に普及している。これによるロイヤルティの削減効果は、2007 年の 4.7 億ウォンから 2014 年に 77 億ウォンに増え、この 8 年間で 311 億ウォンを削減した。

その中でもいちごの場合、ロイヤルティ対応研究の以前にはほとんど日本の品種に依存してきたが、2007 年の 34.6% から 2014 年 86% まで国産品種に代替したほか、ばらの国産品種使用率は、2007 年の 4.4% から 2014 年に 29% まで引き上げた。

また、農村振興庁は、国産品種の代替に止まらず、海外からのロイヤルティ基盤の確保と国内育成品種の違法な持ち出しに備えるため、いちごや菊など優秀な新品種について、海外における品種保護出願と適応性試験を推進している。

これまで日本など 4 カ国で菊、ばらなど 114 品種を出願して 42 品種を登録した。2009 年以降はいちご、とうもろこしなど 11 カ国に 8 品目 51 品種に対して海外適応試験を推進している。

農村振興庁研究政策局のイ・ジンモ局長は、「国境のない種子市場で迅速な対応を取り、競争優位を確保するためには、民間育種の成熟を誘導し、国際市場に適した優良品種の開発を促すことで、品種保護制度を活用した種子輸出競争の優位を占める取り組みを進めなければならない」と述べた。

## 2-14 特許庁、特許無効率の減少に向けた総合方案を本格的に推進

韓国特許庁(2015. 4. 14.)

特許庁は、4 月 10 日に開催された第 13 回国家知識財産委員会の本会議において、「特

許権の法的安定性の向上に向けた特許審査・審判制度の改善方案」について議決し、これを本格的に推進するとの方針を明らかにした。

基本的な方向は、「特許審査は正確に、特許権保護は強力に」で、無効化される特許を減らし、特許権の法的安定性を向上させることだ。そのための重点的課題として、▲高品質の強い特許の創出、▲不良特許の防止および早期解消、▲登録特許権の法的安定性の向上を推進する。

具体的に見ると、まず、高品質の強い特許を与えられる審査基盤を拡充するため、審査官 1 人当たりの処理件数の適正性を検討し、関係部処の協議を通じて人材の補強を推進する計画だ。

現在、審査結果を共有している米国・日本などの主要 5 カ国 (IP5) に加えて豪州・カナダも対象国にするほか、先進特許分類を導入し、先行技術資料のデータベースも拡充していく予定だ。

審査の過ちを事前に是正するため、審査結果通知書の発送前に品質評価を実施し、衰弱分野を中心に協議の審査も活性化する見通しだ。

次に、欠陥がある特許の発生を最小限に止め、間違っ て登録した特許を早期に解消できる制度を導入する。

つまり、設定登録前までは、審査官が再び審査できるよう「職権再審査制度」、そして登録後 6 カ月までは誰でも欠陥のある特許に対して異議を申し立てられる「特許取消申請制度※」の導入に向けて特許法改正を進める。

※米国・欧州はすでに類似した制度を施行中で、日本は 5 月から導入予定

さらに、登録特許権の法的安定性を向上するため「無効審決予告制度※」を導入して審判官が最終的に無効審決をする前に、特許権者に予告通知をして訂正機会を付与する。

※日本は 2012 年からこの制度を施行しており、無効予定特許の約 16% を救済している。

無効審判の審理方式を特許権者中心に改善する計画だ。請求人の単なる周知・慣用技術に関する主張について具体的な証拠提出を求めるなど、無効審判請求人の立証責任を厳重に適用する。ひいては、米国・日本など主要国の審判・審理方式を調査して、職権探知主義と弁論主義の望ましい適用方案を樹立するとしている。

審決文を記載するとき、単純な技術対比の形式から離れ、発明全体を対比判断する形式に改善し、審判官の事後的考察による特許性の判断ミスを防止する。また、特許事件の正確な技術争点を把握するために口頭審理も充実化する。

特許事件の合理的な解決および判断基準のバランスを保つため、審級間の望ましい役割分担の方案について研究・検討し、共同フォーラムやセミナーなどの意見交換も活性化することにした。

特許審判院のソン・ヨンシク企画審判長はブリーフィングで「今回の方案は、特許権の法的安定性の向上に関する初めての総合方案として大きい意味がある。韓国の特許無効率の減少と創造経済基盤の強化に役立つと見られる」と述べ、期待を示した。

## 2-15 特許庁、特許法改正案の最終点検に向けた公聴会を開催

韓国特許庁(2015. 4. 15.)

特許取消申請制度の新設、共有特許制度の改善など、様々な制度改善課題が反映された特許法の一部改正法律案に対する最終的な公聴会がオンライン・オフラインで同時開催される。

特許庁は、2015年特許法改正案に対する公聴会を4月15日、韓国知識財産センター19階の国際会議室で開催する。

特許庁は先月19日、①強い特許創出に向けた特許検証の強化、②共同所有特許の活用促進、③権利の迅速な確定などを中心に特許取消申請制度の導入、共有特許制度の改善など18件の制度改善課題を反映した特許法改正案を立法予告(3.19~4.28、40日間)している。

今回の公聴会は、特許法改正案に対する最後の公聴会であるだけに、全ての制度改善課題をその性格に応じて3つのセッションに分け、セッション別に奥深い議論を行う予定だ。

まず、第1セッションのテーマは、共有特許制度の改善、通常実施権の無登録保護制度の導入など、特許の活用促進に向けた制度改善案に設定した。

創造経済の重要キーワードである特許技術の活用を促し、実施事業を保護するための制度改善課題が主に議論され、共有特許の技術移転を促すためにその他共有者の同意を

得なくても自身の持分全体を譲渡できるように大学と企業が共同所有している特許の活用要件を緩和した共有特許制度の改善案、相対的に特許弱者である通常実施権者の実施事業をさらに安定的に保護するために通常実施権を特許庁に登録しなくても権利の保護を受けられるようにした通常実施権の無登録保護制度の導入も盛り込まれている。

第2セッションでは、特許の保護強化および紛争長期化の防止に向けた審判制度の改善案が盛り込まれている。

これは、最近増加傾向にある特許紛争の実態を踏まえて、特許紛争による企業の負担を軽減する一方で特許権者の権利も充実に保護するために関連制度を合理的な方向に改正するものだ。

主な制度改善事項としては、特許無効審判の段階において審理進行中に無効の可能性を発見した場合、権利者に予め通知して追加的な訂正機会を保障することで特許権の安定性を高める無効審決予告制度の導入、無分別な訂正審判により無効審判などの特許紛争が遅延されるのを防止するための訂正審判請求時期の合理的な制限がある。

そのほか、無効審判の審理遅延を防止するための訂正請求取下げ可能時期の調整、訴訟手続きにおいて審判結果の活用に向けた訴訟当事者の手続き中止申請権の導入なども盛り込まれている。

最後に第3セッションでは、特許の検証および保護の強化に向けて導入された特許品質監視制度の改善案を集中的に取り扱う。

特許審査品質の信頼度を高める一方、出願人は欠陥を早期に是正して無効の可能性を軽減するための制度改善課題として、誰でも取消理由を提出するだけで欠陥のおそれがある登録特許を見直し、欠陥が確認された特許を早期に取り消すことができる特許取消申請制度を導入する。特許が決定した後でも登録前まで重大な欠陥が見つかった場合には、審査官の職権で特許決定を取り消し、審査を再開できる職権再審査制度も導入される。

また、特許出願後の権利未確定期間の短縮、企業の特許監視負担を軽減するための審査請求期間の短縮、正当な権利者保護に向けて導入された正当権利者の出願可能期間制限の廃止、特許権移転請求制度の導入、国民の利便性向上に向けた代理人委任状提出制度の改善なども幅広く議論される予定だ。

同公聴会には、特許出願人、企業の特許担当者、教授、弁理士など様々な特許関係者が参加して活発な討論を行う予定で、事前登録なしで参加できる。

今回は公聴会の状況をユーチューブによりインターネットで生中継 (<http://www.youtube.com/kipoworld>) するため、オフライン公聴会に参加できない場合でも議論の内容が確認できる。

また、特許庁のフェイスブック (<http://www.facebook.com/kipoworld>) にてリアルタイムで Q&A を並行し、双方向コミュニケーションを図る公聴会として進行するとしている。

特許審査企画局のキム・ヨノ局長は、「今回の公聴会は、特許庁が 1 年以上の意見収集および研究を重ねてまとめた 18 件の制度改善課題に対する最終的な意見収集の手続きだ。インターネット中継および SNS 上の Q&A を伴うオープン型の公聴会であるだけに、ご関心のある国民の皆様には様々な意見を送っていただきたい」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 中小製薬会社、「ジェネリック医薬品の独占販売」にチャレンジ

[デジタルタイムズ\(2015.4.9.\)](#)

ジェネリック医薬品の独占販売権を提供する「優先販売品目許可」に中小製薬会社が積極的にチャレンジしている。

食品医薬品安全処(以下、食薬処)によると、医薬品の許可特許連携制度が施行された 3 月 15 日から 4 月 3 日まで、計 41 の製薬会社で 134 件の優先販売品目許可を申請した。

申請品目は、特許を侵害していないことを特許審判院・法院が認める場合、最長 9 カ月間独占販売できる。

医薬品の許可特許連携制度は、ジェネリック医薬品の許可をオリジナル医薬品の特許と連携して出す制度だ。かつては食薬処からジェネリック医薬品の許可を受ければ、特許の有無にかかわらず発売することができたが、これからは許可の申請後、特許を有しているオリジナル製薬会社が異議を申し立てる場合、9 カ月間発売が禁止される。その代わりに、第一に許可を申請して初めてオリジナル医薬品の特許を無効化したジェネリック医薬品については、9 カ月間独占販売できる優先販売品目許可を提供する。

食薬処によると、現在特許庁に登録されている 26 のオリジナル医薬品のうち 11 件は、2013 年基準で生産(輸入)実績 100 億ウォン以上の「ブロックバスター」医薬品で、国内実績の上位 1%に含まれる。このジェネリック医薬品の独占販売権が得られれば大きな収益が期待されるだけに、製薬会社間の先取り競争が白熱している。現在 26 の医薬品のうち 12 件においては、すでに 3 社以上の製薬会社がそれぞれ優先販売品目許可を申請している。同時に数社の製薬会社が特許挑戦に成功する場合には、同時販売もできる。

許可を申請した製薬会社を規模別に見ると、売上高 1,000 億ウォン以上の場合が 15 社(37%)、1,000 億ウォン未満の場合が 26 社(63%)で、中小製薬会社の数が比較的が多くなった。同制度について、R&D と特許インフラが充実に備えられた大手製薬会社に有利に作用するとの一部の懸念とは異なって、中小製薬会社が積極的に同制度をチャンスとして活用している。ただし、品目数においては売上高 1,000 億ウォン未満の製薬会社が申請した品目数が 61 件(46%)、1,000 億ウォン以上の製薬会社が申請した 73 件(54%)をやや下回った。

食薬処への許可申請に続き、独占権を獲得するための特許訴訟も相次いでいる。業界によると、先月に同制度が施行された後、特許審判院に受け付けられた許可特許連携制度に関する審判請求件数が 600 件を超えた。

業界の関係者は「特許に自信を持っている業者は、これから積極的な特許挑戦によってジェネリック医薬品市場の先取りに取り組むと見られる。営業力に依存する従来のジェネリック医薬品戦略から他社より一足先に許可を得られる特許戦略に重きを置くしかない状況になりつつある」と説明した。

ナム・ドヨン記者



## 5-2 ゲーム市場の委縮により特許出願も急減

デジタルタイムズ(2015.4.15.)

国内のゲーム市場が委縮したことで、ゲーム産業の特許出願件数も急減したことが分かった。

14日、韓国統計庁によると、昨年国内のオンライン・モバイルゲームに関する特許出願件数は合計232件で、前年比5.3%減少した。

国内のオンライン・モバイルゲームの特許出願件数は、2013年からオンラインゲーム市場の規模が縮小されたことで、昨年まで2年連続の減少を見せていた。2013年には、オンラインゲーム市場の規模が前年比19.6%減少し、同年の特許出願件数も42%急減した。昨年にはオンラインゲーム市場の規模が3.0%減少し、特許出願件数は5.3%減少した。

韓国コンテンツ振興院によると、2012年に190.6%の伸び率を見せたモバイルゲーム市場は、昨年4.2%の成長に止まった。オンライン・モバイルゲームの特許出願件数は、国内のゲーム市場が成長すると同じく成長し、委縮すると同じく委縮する傾向が見られた。

実際、オンラインゲームの成長により国内のゲーム市場規模が前年比18.5%増加した2011年には、特許出願件数も前年比80%増加した。しかし、ゲーム市場の伸び率が10.8%に減少した2012年には、特許出願件数が前年比4%減少した。2013年には、市場規模と特許出願件数がそれぞれ0.3%、42%減った。

国内におけるゲームの特許出願件数が減少傾向を見せている中、国内ゲーム業界の国際特許出願の実績も低迷している。

韓国特許庁によると、2011年から2013年の間、売上高上位20社が米国内で出願した特許件数は、18件に過ぎなかった。これは国内ゲーム市場が飽和状態となり、海外市場において突破口を開こうとするゲーム業界の動きとは対照的な現象だ。

専門家は、ゲーム業界が国内・国外における特許の確保に一層積極的に取り組み、国内・国外市場で発生し得る特許紛争に備えると同時に、類似したやり方のゲームコンテンツが溢れかえっている中で自社ならではの競争力を備えなければならないとアドバイスしている。

ゲーム業界の関係者は、「ゲーム市場が急成長を遂げた時期には、様々な国内業者が新規ゲームの開発に乗り出していたため、ゲームのやり方や駆動方法など関連技術の特許出願も活発に行われていた。今は、市場の成長が伸び悩み、ゲームの開発に直接手掛けるよりパブリッシング(配給)に重きを置く傾向が強まっているため、特許出願件数も減少したと見られる」と述べた。

キム・スヨン記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム